

## 平成26年度第1回大津町国民健康保険運営協議会 議事録

平成26年度第1回大津町国民健康保険運営協議会は、平成26年12月18日（木）午後2時00分、大津町役場4階委員会C室において開催された。

1. 当日の出席者は次のとおりである。

被保険者代表	合志 鉅美、堀田 茂弘
保険医代表	荒井 光広
公益代表	源川 貞夫、緒方 祐二、西村 敬子、三池 久美子

欠席者	東 明、太田 昭子、岩上 英一、高田 宗秀、 花岡 亮介
-----	---------------------------------

2. 当日の議案説明のために出席した者は次のとおりである。

住民福祉部長	田中 令児
健康保険課長	桐原 ユウ子
税務課長	中村 克則
住民税係長	中井 雄一郎
健康推進係長	和田 しおり
国保・医療係長	大塚 昌憲
国保・医療係	佐藤 佳子

3. 当日の議案は次のとおりである。

（別紙の記載）

4. 閉会 午後3時50分

### 開 会

#### 委嘱状交付

#### 職員紹介

（職員による自己紹介）

#### 住民福祉部長あいさつ

（部長挨拶）

#### 委員紹介

（委員による自己紹介）

#### 会長あいさつ

（会長挨拶）

## 議 事

### 会長

議事に入ります。①「議事録の公開について」について事務局より説明をお願いします。

### 健康保険課（事務局）

（議事録の公開について説明）

### 会長

説明が終わりました。今、説明の中にありましたように、ホームページ等で会議の議事録を今までは公開していなかったということで公開すると思いますが、個人名は出さないで委員からこういう意見がありましたという概要にするということの説明です。

原則としては名前の公開をするということですが、名前を出すとすると意見がなかなか出てこないと思います。ある委員がこういう意見や要望があったというのはいいけれども、どうしても自分の名前を載せてほしいと本人からあれば載せてもいいですが、そここのところは皆さんどうお考えでしょうか。

### 委員

私の立場からすると、その方がありがたいです。

### 会長

皆さん、代表で来られていますので、個人というより、代表として言われていますが、皆さんそれでよろしいですか。

### 委員一同

はい。よろしくをお願いします。

### 健康保険課

ありがとうございます。先ほど会長の方から出ましたように、皆様の貴重な意見をいただくということが、この協議会の一番の重要なことです。今まで同様に貴重なご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

### 会長

では次に、②「平成25年度大津町国民健康保険特別会計決算」について事務局より説明をお願いします。

### 健康保険課

（資料に基づき、平成25年度大津町国民健康保険特別会計決算について説明）

### 会長

説明が終わりました。文言等でも何か意味が分からないようなものがあれば、質問をしていただければと思います。今回、8千万円ほど一般会計から国民健康保険特別会計に足りなかった分の繰り入れを行ったという説明です。

### 委員

決算時期は、4月～3月という認識でいいですか。

### 健康保険課

4月始まりの3月末までを年度会計としています。

## 委員

平成24年度の決算と平成25年度の決算で一般管理費の報酬が平成25年度は0になっています。なぜでしょうか。

## 健康保険課

総務費の一般管理費の報酬について説明します。これはレセプトという医療明細の点検の部分になります。平成24年度までは、非常勤職員2名を雇って、その方々にレセプト点検をしてもらっていましたが、平成24年度に数字が上がっています。平成25年度については、節の13に委託料というものがありますが、その下に「うちレセプト点検委託」という部分があります。298万ほどあがっておりますが、レセプト点検を委託しまして、こちらで対応をしています。報酬の方が0になり、レセプト点検が平成24年度に比べて0から増えたということになります。

## 委員

業務委託をされ、今年度も引き続き業務委託されるわけですね。

## 健康保険課

はい。

## 委員

来期は報酬の欄は消してもらったほうがいいですね。ほかに前年と比べて、増減が120%を超えている項目がありますが、内容の説明をお願いします。

## 健康保険課

伸び率が大きいところだと、保険給付費の高額療養費の退職分というのが大きいです。一般は普通の被保険者なのですが、退職は、年金を受給され、かつ年金の加入期間が20年以上で65歳までの方ということで、会社に長く勤められて退職された方の分になります。こちらについては、全体としてパイが少ないので、一人当たりの高額の方が何人かいると、どうしても全体額として伸び率が大きくなってしまいます。そういった方がいたということで、退職の高額療養費が伸びています。

葬祭給付費は1件あたり2万円支給しています。前年度に比べて、亡くなられた方が多かったということになります。

共同事業拠出金の高額共同医療拠出金については、高額共同が80万円以上の医療費分、その2つ下の保険財政共同安定化事業拠出金は30万円以上80万円未満の医療費分になります。

この分について拠出金という形で国保連合会に拠出して、実績に応じて交付金として受け取ります。共同事業拠出金は、被保険者数に対する部分と実績に応じる部分、50%ずつで算定されます。それまでの実績に応じて、国保連合会で算定されますが、高額の方については伸びたところです。ちなみに、高額共同医療拠出金につきましては、国と県が1/4ずつ負担になりますので、町の負担が1/2となっています。

最後に諸支出金の一般被保険者還付金ですが、主に社会保険への加入により、前年度に遡って国保の資格を喪失する場合に発生します。こちらが平成24年度に比べて増えています。これについては、今年度でも手続きの遅れというものがあります。このあたりの周知については課題かなと思っている状況です。

## 会長

他にありませんか。

## 委員

簡単なことだと思いますが、国庫負担金とか国庫補助金とかあります。私たちはいつも携わっているのでわかりますが、一般の人たちにどう違うのかと聞かれ

た時、具体的に何と答えたらいいですか。

#### 委員

交付金も一緒です。行政用語ですので、そこに携わる人はわかりますが、一般の方はわからないと思います。

#### 健康保険課

まず、款のところで出所を見ていただくような流れになっています。3と4は国庫と県の支出金という部分です。5と6は、交付金となっていますが、社会保険診療報酬支払基金というところからきます。共同事業は国保連合会からきます。款の3から7については、そういう分かれ方をしています。

#### 委員

団体から出てくるお金で表現が変わってくるとそういう説明をすればいいですか。

#### 住民福祉部長

国庫支出金というのは、当然国からきます。税として集めて、国の負担としてこれだけやりますということです。国、県の支出金の出所は税金で、所得税など国が集める税金と地方が住民税等で集める税金で分かれます。国の負担として国庫支出金、県の負担として県支出金があります。ただし、県負担分を県税だけでやっているかといえ、複雑な部分がありますが、概略として、国の国税で持っている分で負担する分と県が持っている分で負担する分、町が町民からの税金で負担する分という形になっています。

あとは、負担金とか補助金とか、いろいろな名称があります。何が負担金で何が補助金かということ、法律で国の負担割合が決まっているものが負担金、それ以外が補助金になります。実際には明確でない部分もありますが、そのように区分されます。

#### 委員

説明が難しいので、いい機会になりました。わかりました。

#### 住民福祉部長

わかりやすい資料を次回、用意したいと思います。

#### 健康保険課

次回の協議会の際には新年度予算を説明しますが、今日の意見を元に説明したいと思いますので、よろしくお願いします。

#### 委員

保険税の計算の仕方で、一覧表か何かあればお願いします。

#### 健康保険課

一覧表がありますので、お配りします。

#### 委員

どうやって決まるのか、どうしてこんなに高いのかとか聞かれますので、お願いします。

#### 会長

他に何かありませんか。なければ、次に入ってよろしいですか。

③「平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算」について事務局より説明をお願いします。

## 健康保険課

(資料に基づき、平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算についての説明)

### 会長

説明が終わりました。先ほどの国保税の件で、資料を配られましたが、これは広報誌等に掲載されましたか。各家庭に配ってありますか。

### 税務課

窓口に来られた方には、こちらで説明します。ホームページにもこのような内容の方は載せています。また、限度額が変わりましたので、6月の第1期の納付書にも、一緒に入れてお配りしています。

### 会長

はい、何か質疑ございませんか。次の議題もありますが、何か質問があればお願いします。

(質疑なし)

では続けて④「国民健康保険の現状と課題」について説明をお願いします。

## 健康保険課

(国民健康保険の現状と課題についての説明)

### 会長

説明が終わりました。何か質疑ございませんか。

### 委員

保険税の収納率が93.75%で、約7%の方が払われていませんが、その方が医療機関を受診する場合はどうなりますか。

## 健康保険課

保険税を払っていない期間が1年以上ある方には、短期保険証という、3ヶ月に期限を切った短期保険証を渡しています。通常保険証は1年間です。短期保険証をお渡しすることで、3ヶ月に1回更新が必要ですので、滞納されている方との接触の機会を設けることで収納率の向上に努めています。負担割合等は一般の保険証と変わりません。もう一つは資格者証というのがあり、一旦は10割、全額自己負担していただくものもあります。

### 委員

結果として、実際にそういう方もいるということですね。

## 健康保険課

はい。

## 住民福祉部長

手元に数字がありませんが、実際におられます。ただ、国民健康保険税については、会社を辞められて社会保険から切りかえるときに、前年度の所得で計算をします。前年度に所得があり、普通に勤められていた方は、前年度の所得を基に課税をします。そういう意味では制度的に厳しい部分もあります。93%の収納率については、頑張っている状況だと思っています。

## 委員

約7%の滞納者というのと、まったく払われていない方になるのですか。

## 住民福祉部長

金額として約7%になります。少しずつでも頑張っ払っている方もいますが、悪質な方もいます。

## 委員

あるべき姿として、本来は100%でないといけないですよ。

## 住民福祉部長

ただ、税で100%というのは厳しいです。

## 税務課

別の税で、入湯税やたばこ税は100%です。

## 住民福祉部長

直接払われる分ではなく、間接的な税は100%になりますが、その他の税は、固定資産税とかでも100%というのはありません。本来は税ですので、払うというのが当然ですが、状況としてはそういう状況があります。

## 委員

被保険者数の推移で一般の被保険者が平成26年度、減っているとあります。先ほどの説明で、社会保険の加入が増えていると話がありましたが、逆に人口の増加と比較をするとどうなりますか。

## 健康保険課

被保険者数の推移は、あくまで国保の加入者の数になります。退職分については、65歳に到達すると一般になるので、ある程度推測ができますが、一般分については推測が難しい状況があります。年齢別に1歳刻みで見ると、人口は増えていますが、国保の加入率というのは落ちています。この数字から、おそらく新規で転入される方については、社会保険の方がどうしても多いのかなという状況が見えてくると考えています。

## 委員

わかりました。

## 委員

社会保険に入っていた方が退職された場合、何らかの保険に加入しなければいませんが、数字としてはないと思いますが、加入手続きを忘れている方も中にはいませんか。

## 健康保険課

数字としてはありませんが、60歳を超えた方に限らず、現役世代の方、例えば20～30代の方についても退職後そのまま、中には病院に行きたいときに、病院に行く前に来られるというケースもあります。

## 住民福祉部長

国民健康保険税の場合、退職時にさかのぼって保険料がかかりますので、1年間忘れていたなら、1年間分丸々払ってくださいということになります。

## 委員

今日病院に行きたいが、遡って加入となったときに、保険証の発行はその日にできるのですか。

### 健康保険課

退職日が確認できるものがあれば、加入手続きができますので、保険証もその時点で発行します。保険税の支払いは、その後の納期での支払いになります。1年以上納付がなければ、短期保険証になります。

### 委員

その仕組みを変えるのは難しいですか。ある程度入会金のようなものを預かって発行するとか、仕組みを変えるのは難しいですか。

### 税務課

税法上、納期がありまして、その納期で賦課ということになるので、なかなか難しいと思います。

### 会長

ほかにありませんか。

(なし)

事務局から、何かありますか。

### 健康保険課

今年の3月に健康推進係で健康づくり計画というものを作りましたので、説明をさせていただきたいと思います。

(資料に基づき、健康づくり計画について説明)

### 会長

他に何かありませんか。

### 健康保険課

事務局から今後の予定について説明します。

(本年度の予定について説明)

### 会長

すべての件に対して、最後に質問があれば、お受けいたします。

(なし)

質問がなければ、終わりたいと思います。これをもちまして、平成26年度第1回大津町国民健康保険運営協議会を終了いたします。お疲れ様でした。